

## 児童手当についての大事なお知らせ

問 保健福祉課 児童福祉係  
☎476-1111(144・145)

### ■ 6月は児童手当の現況届の提出月です。

児童手当については、中学校卒業(15歳の誕生日後最初の3月31日)までの児童を養育している方が、支給対象となります。児童の養育関係などを確認するために毎年1回、現況届を提出していただくこととなっています。

6月初旬に役場から児童手当の支給通知と同時に、現況届の書類が送られてきます。(なお、公務員の方は、職場から提出依頼と手当の支給があります) 現況届の提出が無いと、現時点での受給者とお子様の養育関係や保険証が確認できないため、以後の児童手当は、支給することが出来ませんので、必ず6月末までに役場保健福祉課児童福祉係(④番窓口)へ下記の必要書類を添えて、提出してください。

#### ◆必要書類等

- 児童手当、特例給付現況届(役場から送付されます)
- 保険証(受給者及び配偶者のもの)の写し ※児童福祉係(④番窓口)でのコピーも可能です。
- 印鑑(シャチハタ等の浸透印以外の認印など)  
※受給者の仕事の関係や、お子様の進学の関係で別居されている方は、以下の書類も必要となります。
- 別居監護申立書(進学先の学校長・寄宿舍の舎監等の証明が必要となります)
- お子様の属する世帯全員の住民票(住民票謄本)

### ■ 支給額等について

- 3歳未満(一律15,000円)
- 3歳以上小学校終了前(10,000円、第3子以降は15,000円)
- 中学生(一律10,000円)  
※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。  
18歳以上については、児童手当支給上カウントされませんのでご注意ください。  
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。(詳しくは、児童福祉係へお問い合わせください)

#### ◆支給時期・方法

- 原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれ前月分までを指定口座へ支給します。  
例：6月支給日には、2～5月分の4か月分を支給します。

#### ◆届出について

お子様が生まれたり、他の市区町村から転入をしたときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です。(公務員の方は勤務先に届出をしてください)

初めて申請する方は、保険証(社会保険の場合、受給者及び配偶者のもの)、個人番号(マイナンバー)カードもしくは、個人番号通知カード+身元確認書類(免許証等)(受給者・配偶者のもの)、手当の振込先の通帳(受給者の名義に限る)を準備のうえ、申請してください。

現在の市区町村から転出したり、お子様を監護しなくなったり、途中で公務員になった場合等には、受給事由消滅届出を提出する必要があります。